

介護予防支援業務等担当件数の上限に関する委託料の取扱いについて

1. 介護予防支援業務等担当件数の上限に関するルール（仕様書での記載内容）

《介護予防支援等業務担当件数の上限》

三職種に介護予防支援業務等を担当させる場合には、委託業務の実施に支障が生じないようにするため、原則1人あたり1月20件を上限とする。

なお、総合相談支援業務等において三職種が介護予防支援業務等を担当することが効果的な支援につながる等、やむを得ず上限を超える場合については、事前に今後の対応方針を示した上で本市と協議を行うこと。ただし、事前協議を行わなかった場合や、長期間に渡り何ら状況の改善が見られない場合については、上限を超えた件数分の介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費を委託料より減額する場合がある。

(参考) 地域包括支援センター運営業務（生活支援コーディネーター業務含む）に係る委託料

- ・毎年度の委託料額については、前年の10月1日時点の高齢者人口に応じて決定している。高齢者人口に応じた委託料の金額は次のとおり（別途センターの設置状況等に応じた調整あり）。

高齢者人口	金額
3,000人未満	23,960千円
3,000人以上 4,500人未満	24,560千円
4,500人以上 6,000人未満	25,160千円
6,000人以上 8,000人未満	29,560千円
8,000人以上 10,000人未満	34,560千円
10,000人以上 12,000人未満	39,560千円
12,000人以上	44,560千円

- ・令和8年度当初予算額：838,840千円（全27センター合計）

2. 令和7年度（2025年度）実績（2月調査）

27センター中、15センター（約56%）上限件数を超過（前年度は14センター）

	中央	東	西	南	北	計
センター数	6	5	5	6	5	27
うち、件数が超過したセンター数	5	2	5	1	2	15
割合	83%	40%	100%	17%	40%	56%

※各センターの詳細は別添資料参照

3. 担当件数の上限を超過した主な理由

・地域包括支援センター職員の異動・退職

- 職員の退職等による欠員補充のため求人募集を行ったが応募が得られず、十分な人員体制が確保できなかったため、結果として三職種の担当件数が増加している。
- 三職種以外の介護支援専門員等を配置することができたセンターにおいても、介護予防支援業務等が専門性の高い業務であるため、新入職員の育成に一定の期間が必要であることから担当件数を十分に持てなかったことで、三職種が多く件の数を担当せざるを得なかったセンターもあった。

・介護予防支援業務等を実施する居宅介護支援事業所の不足等

- 居宅介護支援事業所への委託件数は全体として前年度より増加している一方で、圏域によっては居宅介護支援事業所そのものが少なく、さらに複数の事業所が廃止となっているケースも見られる。
- また、人手不足等を理由に介護予防支援業務等の委託を断られる、またはセンターの直接担当に戻される場合も生じている。

(参考) 介護予防支援業務等と居宅介護支援の比較

	介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援費
対象者	要支援者(1・2)	要介護者(1～5)
単位数	442 単位(地域包括支援センター) 472 単位(居宅介護支援事業所)	区分(I) 45 件まで 要介護1・2:1,086 単位 要介護3～5:1,411 単位
主な作成者	地域包括支援センター ※居宅介護支援事業所に委託することも可能	居宅介護支援事業所

※令和6年度から、居宅介護支援事業所のケアマネジャー1人あたりの担当件数の積算にあたり、介護予防支援の件数については3分の1を乗じて計算することとされている。

(参考) 居宅介護支援事業所による介護予防支援業務の実施状況(直接作成)

	中央	東	西	南	北	計
地域包括支援センターの担当件数(委託含む)	2,253	2,120	1,408	1,079	1,751	8,611
居宅介護支援事業所の直接作成件数(R8.1時点)	241	159	146	258	102	906
居宅介護支援事業所の直接作成件数(R7.3時点)	138	127	94	199	99	657

※各センターの詳細は別添資料参照

4. 令和7年度（2025年度）委託料の対応

本市としては、地域包括支援センターにおいて介護支援専門員を含む職員の確保が困難であること、圏域によっては介護予防支援業務等を居宅介護支援事業所へ十分に委託できない状況があり、市民が適切な介護保険サービスを利用できるようにするためには、三職種が担当件数上限を超えて担当せざるを得なかったものと考えており、センター運營業務委託料の減額は行わないこととしたい。

各センターに対しては、介護支援専門員の求人等による職員確保の取組を継続するとともに、三職種の介護予防支援業務等の担当件数が上限内となるよう、引き続き適切な対応を求めていく。

なお、今後は、居宅介護支援事業所によるケアプランの直接作成件数が増加傾向にあることを踏まえ、担当件数の上限を超過するセンター数の減少に一定程度影響し得るものと認識している。

5. 市としての今後の方針

本市においては、地域包括支援センター連絡協議会と連携し、居宅介護支援事業所に協力を求めることで介護予防支援業務等の外部委託や居宅介護支援事業所による直接作成を行いやすい環境整備を引き続き進めていく。